

エミーズ東間門 短期入所生活介護料金表

2018年8月1日から

(1) 短期入所生活介護の介護報酬に係る費用

単独型短期入所生活介護費(従来型個室)

要支援者	1日の単位数	1日の料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
① 要支援1(1日当たり)	465単位	4,729円	473円	946円	1,419円
② 要支援2(1日当たり)	577単位	5,868円	587円	1,174円	1,761円
③ 機能訓練体制加算	12単位	122円	13円	25円	37円
④ 認知症緊急対応加算(該当される方)	200単位	2,034円	204円	407円	611円
⑤ 若年性認知症利用者受入加算(該当される方)	120単位	1,220円	122円	244円	366円
⑥ 送迎加算(片道あたり・該当される方)	184単位	1,871円	188円	375円	562円
⑦ 療養食加算(1日に3回を限度、該当される方)※単位は1回あたりの単位	8単位	81円	9円	17円	25円
⑧ サービス提供体制強化加算 Iロ	12単位	122円	13円	25円	37円
⑨ 介護職員処遇改善加算 I	所定の単位数の8.3%を算定いたします。				
※ 地域区分別の単価(7級地 10.17円/単位)となり、ご利用者負担分は概算金額となります。					

要介護者	1日の単位数	1日の料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
① 要介護1(1日当たり)	625単位	6,356円	636円	1,272円	1,907円
② 要介護2(1日当たり)	693単位	7,047円	705円	1,410円	2,115円
③ 要介護3(1日当たり)	763単位	7,759円	776円	1,552円	2,328円
④ 要介護4(1日当たり)	831単位	8,451円	846円	1,691円	2,536円
⑤ 要介護5(1日当たり)	897単位	9,122円	913円	1,825円	2,737円
⑥ 機能訓練体制加算	12単位	122円	13円	25円	37円
⑦ 看護体制加算 I	4単位	40円	4円	8円	12円
⑧ 看護体制加算 II	8単位	81円	9円	17円	25円
⑨ 医療連携強化加算	58単位	589円	59円	118円	177円
⑩ 認知症緊急対応加算(該当される方)	200単位	2,034円	204円	407円	611円
⑪ 若年性認知症利用者受入加算(該当される方)	120単位	1,220円	122円	244円	366円
⑫ 緊急短期入所受入加算(7日間・14日間を限度)	90単位	915円	92円	183円	275円
⑬ 長期利用者提供減算	-30単位	-306円	-30円	-61円	-91円
⑭ 療養食加算(1日に3回を限度、該当される方)※単位は1回あたりの単位	8単位	81円	9円	17円	25円
⑮ 送迎加算(片道あたり・該当される方)	184単位	1,871円	188円	375円	562円
⑯ サービス提供体制強化加算 Iロ	12単位	122円	13円	25円	37円
⑰ 介護職員処遇改善加算 I	所定の単位数の8.3%を算定いたします。				
地域区分別の単価(7級地 10.17円/単位)となり、ご利用者負担分は概算金額となります。					

(2) 介護保険給付外サービス

介護保険負担限度額認定を受けられた方

① 滞在費		<u>3,000</u>	円 (非課税)	【第1段階:320円 第2段階:420円 第3段階:820円】
② 食費	朝食	380	円 (非課税)	
	昼食	600	円 (非課税)	
	夕食	600	円 (非課税)	介護保険負担限度額認定を受けられた方
	1日	<u>1,580</u>	円 (非課税)	【第1段階:300円 第2段階:390円 第3段階:650円】
③ おやつ代		100	円 (内税)	

お食事とは別におやつを提供します。召し上がるか否かについては選択できます。なお「おやつ」につきましては、食事とは別の提供および選択制となりますので、負担限度額の対象外となります。

④ 手ぶらセット	1日	<u>300</u>	円 (外税)	
⑤ 理美容代(外部委託サービス)				<u>実費</u>
⑥ 利用者又はその家族の希望による外部クリーニング委託費用				<u>実費</u>
※施設内での洗濯は基本的には行いません。				
⑦ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用				<u>実費</u>

(3) 通常のサービス提供の範囲を越える保険外の費用

介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、介護予防サービス計画・居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員からの説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

(4) キャンセル料について

前日 17時以降キャンセルの場合 入所当日食費